



ISSN 0385-0838

第197号

発行所

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境5-8

題字：初代学長 太田耕造先生

北京は香港をどのようにしたいのか

遊川和郎

香港の返還について英中間が合意し共同声明に調印して、この12月19日で40年が経過する。共同声明、そしてそれを基に1990年に制定された香港基本法のキーワードは「一国二制度」である。文化大革命の混乱の余韻がまだ残り、改革開放に乗り出したばかりの社会主義・中国が西側資本主義の香港をそのままの状態での中国の一部として受け入れるという柔軟かつ奇想天外な発想は国際社会の耳目を集めるとともに、その推移と実現の可否に注目が集まった。

すでに2020年の香港国家安全維持法(国安法)施行により、この一国二制度は名存実亡したと見られているが、中国の香港統治のあり方をどのように

考えればよいのか、一国二制度を手掛かりに整理してみたい。

一国二制度は現状維持モデル

まず、中国が提起した一国二制度は現状維持を主眼としたモデルであることに違いない。すなわち資本主義の下、繁栄する香港を「居抜き」で譲り受けるというのが1980年代の中国にとって重要なことである。当時の中国の最優先課題は経済建設、なかんずく外資導入であり、そこで香港の資金と役割は喉から手が出るほど欲しいものだった。1980年設立の経済特区に、当時まだ無名の深圳を指定して香港からの資本の受け皿にしようとしたのもそのためである。1980年代後半からは競争力を失いつつあった香港の組み立て加工などの労働集約型産業が地続きの広東省(珠江デルタ)に委託加工等の形態を含め進出し、鄧小平南巡(1992年)による改革開放の再始動は香港の財閥が得意とする不動産開発が開放されたことで香港財閥のビジネスチャンスは中国全国に拡大した。香港証券取引所には中国企業の上場も始まり双方向で経済関係は緊密化した。こうして1997年の返還に向けて両者の経済一体化を歓迎する空気が醸成され、混乱なくソフトランディングでの返還が実現したのだった。

一国二制度という香港と中国のあいまいな境界の設定は、返還後しばらくは「井水不犯河水(井戸の水が河の水と交わることはない)」という表現に象徴されるように、資本主義にもとづく社会制度の下で繁栄する香港を社会主義の中国が土足で踏み込ん

目次

- 北京は香港をどのようにしたいのか
…… 遊川 和郎 … (1)
- 台湾海峡兩岸つないだ「日本語族」の絆
…… 藤原 秀人 … (4)
- 韓国の最低賃金の今後
- 時給1万ウォンの大台達成に寄せて -
…… 奥田 聡 … (6)
- タイ・ペートンタン新政権とインフォーマル経済
…… 大泉 啓一郎 … (8)
- 外国人起業家のサードプレイス
- 福岡市のFEPCの事例 -
…… 九門 大士 … (10)
- [アジアの窓] 外国人起業家を含めたエコシステム形成に期待
…… 九門 大士 … (12)

で蹂躪することはない、という証文でもあった。しかし、2001 年の中国の世界貿易機関 (WTO) 加盟は中国自身が市場経済化を進めて資本主義の制度に接近することを意味しており、それまで香港が担ってきた二つの制度の橋渡し機能の必要性が低下し、香港の頭越しに外国企業と中国国内の都市が直接つながった。

1997 年の返還後、中国は英国から引き継いだ香港が中国の統治によって衰退するということがあってはならない。しかし初代行政長官・董建華の経済政策迷走で景気が低迷する中、2003 年に発生した重症急性呼吸器症候群 (SARS) の香港経済へのダメージは大きかった。この危機を救うべく中央政府は 6 月に国家間での経済連携協定 (EPA) に相当する経済連携緊密化取り決め (CEPA) を締結、7 月には中国の個人が簡単な手続きで香港に 1 週間滞在可能な「自由行」を開始した。中央政府は政策的なカンフル剤を惜しみなく与え、香港側も返還の恩恵とばかりにこうした中国からの支援を受け取った。

その後も、香港政府は経済の活路を中国からの政策優遇に求め、返還前には警戒していた国内からの人の流入を招き、両者の間には感情的な反発も生じた。そうしている間に中国経済は飛躍的に発展する一方、香港経済は旧態依然とした構造から抜け出せないままだった。返還前には香港の GDP は中国の 4 分の 1 (1994 年に 24.2%、1980 年で 7 分の 1) に相当していたが返還後は中国が急成長、その比は急激に縮小した (2023 年は 2.1%)。中国国内の他都市と比較しても、上海、北京、深圳、広州、重慶に抜かれ第 6 位に相当するところまで後退、2018 年に抜かれた深圳の背中はみるみる遠くなった。このように、当初は「金の卵を産む鶏」として大切に扱われていたが、お荷物とまでは言わないもののだんだんと両者の力関係が大きく変わったことで現状維持の関係を継続することが難しくなったのが一つの側面である。

二つの宿題

香港基本法は返還後の香港政府に大きく二つの宿題を課していた。一つは国家分裂等を禁止する法律 (国家安全条例) を制定すること (第 23 条)、もう一つは行政長官、立法会議員の選出方法で、い

ずれも最終的には普通選挙によって選出することを目標とする一方、その期限や具体的な道筋は示されていない (第 45 条、第 68 条)。

返還後、初代行政長官の董建華は、台湾民進党政権の誕生や、香港における法輪功の活動など国内では旗幟鮮明にしなければならない原則的な問題の扱いに苦慮し、中央政府は 23 条立法の早期成立を求めた。返還交渉時には一国二制度は「国防と外交を除いて」という条件だけで、台湾という「国内」問題や国内統治との整合性を求められる分野にはあえて触れないでいたが、現実には避けて通れない問題が返還後に浮上した。

二つの宿題のうち、国家安全条例制定は董建華行政長官が 2003 年に実現の寸前までいったが、タイミング是最悪だった。SARS による失業率上昇など経済環境が極度に悪化する中、経済対策よりも条例制定を優先する政府の姿勢に市民の反感は高まり、返還後最大の 50 万人デモが発生し、撤回・廃案に追い込まれた。以降、歴代行政長官はこれに踏み込むことはなかった。

もう一つの行政長官、立法会議員の選出方法は最初から落としどころの見えない難題だった。一国二制度の下で、行政長官の立場は微妙である。中国からすれば行政長官が民意を背景として中央に反旗を翻したり、面従腹背というのは絶対にあってはならない。これをいかに防ぐか、また政府が介入できない完全な普通選挙という指導者の選出方法は共産党の政治文化とは相容れない。このような制度を導入することのリスクは計り知れない。

特に 23 条立法に失敗して董建華が任期途中で退任 (健康上の理由) に追い込まれたことで、行政長官選出方法のハードルはさらに上がった。基本法では返還から 10 年後の 2007 年の選出から変更可能だったが 2004 年 4 月には、早々と見送りを発表した。

中央は習近平体制となって 2014 年に、2017 年から一人一票の普通選挙を認めるが、事実上中国側が認めない候補者は立候補できない制度案 (「831 決定」) を出した。しかし、ニセの普通選挙と反発する雨傘運動が起き、翌年香港議会は否決し、再び宙に浮いたのだった。

結局のところ、2019 年に逃亡犯条例に端を発する大規模な騒乱が生じた後、2020 年に中国政府が

制定した国安法で仕切り直しして二つの宿題を強制的に終わらせた。一国二制度は元々「国防と外交」を除いて高度な自治を認めるといったものだったが、習近平指導部の下、「国家安全」という新たな例外が事実上加えられたと考えてもよい。

高度な自治の空文化

頭越しの国安法制定によって香港と中国の間のリバランス(再均衡)に成功した中央政府だが、これから香港をどのように統治しようとしているのだろうか。一つの手がかりはやはりどのような行政長官を求めるかである。返還にあたって注目された初代行政長官の董建華は中国が御しやすい財界人であり、経済都市を率いるイメージ(「商人治港」)に適い新生香港に期待できる人選だった。しかし、未知数だった行政手腕が不安定な政権運営を招来し二期目の任期途中で退任を余儀なくされた。問題はその後である。中国が制御可能で現地の舵取りができる人物を香港内で見つけるのは難しい。結局、政府のナンバー2(政務官)だった曾蔭権に董の残任期間をやらせてみるしかない。その後も中国にとって満足の行く人物を見つけていくことができないで、不満を抱えたまま現在に至っているといつてよい。

2021年に全人代で行われた基本法付属文書の修正によって、これまで制御できなかった行政長官と議員の選出は候補者の事前審査を徹底することで中央の意向を完全に反映する方式に改められた。「国家安全」を例外とした一国二制度の一応の完成形とも言える。さらにこの新制度で行われた2022年の第6代行政長官、また2024年のマカオ行政長官の選出過程を見るとさらに新たな側面が見えてくる。

2022年4月、香港行政長官選挙ノミネート開始の翌日(4日)、現職の林鄭月娥が「家庭に戻りたい」という理由で突如不出馬を表明、すると6日に政府ナンバー2である政務官の李家超(警察出身)が辞表を提出、選挙準備に入ると表明した。7日、國務院(中央)が李家超の辞任を承認。9日、李家超は正式に立候補を宣言した。わずか6日間での早業だった。そして他に規定の推薦者を集められる候補者はなく、李家超は1416票(選挙人1500)を獲得して当選した(前回の林鄭月娥は777票)。

2024年のマカオ行政長官でも、当然再選を目指

すと見られていた現職の賀一誠が選挙ノミネート開始8日前の8月21日、突然健康上の理由で立候補しないと宣言、翌22日に岑浩輝が出馬を検討していると表明、26日に賀一誠は岑浩輝の終審法院院長辞職(28日付)を承認した。そして28日に岑は正式に出馬表明、これもわずか8日間の急転直下だった。

10月13日に行われた選挙委員400人による事実上の信任投票では得票数394票(得票率99%)で選出された。

この2つの事例から見えてくるのは、現職が不自然な形で立候補を取りやめ、そのあと何の混乱もなく中央の意向を受けたと思われる候補者が圧倒的な支持を得て選出されるという形である。中央から見て不適格な候補者を排除するにとどまらず、中央の意に沿った積極的な人選に乗り出したのであり、高度な自治は益々空文化した。

財界は愛国者か

李家超は2024年3月、23条立法を急遽成立させて忠誠心を見せた。しかし、中央の指示には従順だが、打ち出す政策はスピード感を欠き前例踏襲や当たり障りのないものが散見される。特に経済面では相変わらず中国が助け舟を出してくれるのを待つばかりで、国内と比べれば行政のスピードと実効性が圧倒的に低いのである。かつては議会における民主派の議事引き延ばしなどをその原因として挙げることもあったが、24年に導入予定だったゴミ有料化の白紙撤回の例からも露見したように、政策を実行する胆力に欠ける。

中央から見ると、香港の中で意中の人材を見つけることは難しいと感じているのではないか。国内では様々な地方や分野で厳しい競争を勝ち上がり地方政府のトップになるが、その土地の生え抜きではなく、縁やしがらみのない人物を送り込むのが幹部人事の方式となっている。香港においても、地元の利害関係を左右されず中国国内の政治文化を体得している人材を送り込むのを望むのではないか。特に香港の財界をいかに愛国者として制御するのか、中央は当然そこまで視野に入れた統治を考えているだろう。

(ゆかわ かずお・アジア研究所教授)